

## 消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置

〔平成 28 年 8 月 24 日  
閣 議 決 定〕

世界経済の不透明感が増す中、新たな危機に陥ることを回避するため、あらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、消費税率の 10%への引上げ時期を平成 31 年 10 月 1 日に変更するとともに関連する税制上の措置等について所要の見直しを行うこととし、次のとおり法制上の措置を講ずる。

## 一 消費課税

## 1 消費税率（国・地方）の 10%への引上げ時期の変更等

## （国 税）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律について、次の措置を講ずる。

- (1) 消費税率（国・地方）の 10%への引上げの施行日を平成 31 年 10 月 1 日とする。
- (2) 消費税率（国・地方）の 10%への引上げに係る適用税率の経過措置について、請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日を平成 31 年 4 月 1 日とする等の改正を行う。

## （地方税）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律について、次の措置を講ずる。

- (1) 消費税率（国・地方）の 10%への引上げの施行日を平成 31 年 10 月 1 日とする。
- (2) 平成 31 年度における地方消費税額について、その 17 分の 10（本則 22 分の 10）を社会保障財源化分以外とし、その 17 分の 7（本則 22 分の 12）を社会保障財源化分とする経過措置を講ずる。
- (3) 平成 32 年度における地方消費税額について、その 21 分の 10（本則 22 分の 10）を社会保障財源化分以外とし、その 21 分の 11（本則 22 分の 12）を社会保

障財源化分とする経過措置を講ずる。

(4) その他所要の措置を講ずる。